



★HELLO KITTY★

©1974, 2014 SANRIO CO., LTD. APPROX. No. 0311213
「ハローキティ」は、フコク生命のイメージキャラクターです。

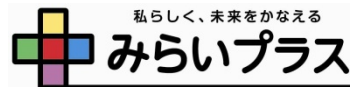
News Release

すてきな未来応援します

フコク生命

平成27年3月27日

「生活障害保障特約」および



個人年金保険「みらいプラス」の発売について

富国生命保険相互会社(社長 米山好映)は、平成27年4月1日(水)より、主力商品である「未来のとびら」(特約組立型総合保険)に付加する新たな特約として、公的な身体障害者手帳の制度にリンクしたわかりやすい基準にもとづいて身体障がいリスクに対する保障を提供する「生活障害保障特約(2015)」を発売いたします。

また同時に、現行商品よりも貯蓄性を高め、多様な資産形成ニーズに対応することを可能にした標準払の個人年金保険「みらいプラス」(災害死亡給付金付個人年金保険)を発売いたします。

今後も、企業活動の原点としている「お客さま基点」の価値観のもと、お客さまにとって真に必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

1 「生活障害保障特約」のポイント

- ・被保険者が1級～3級の身体障害者手帳を交付された場合に保険金を支払います。保険金の支払事由を公的な身体障害者手帳の制度にリンクさせることで給付内容のわかりやすさを向上させました。
- ・当社がこれまで販売していた同種の商品に比べて保険料の水準を引き下げ、より充実した保障をご準備いただくことを可能にしました。

2 個人年金保険「みらいプラス」のポイント

- ・当社の現行商品に比べて払込保険料に対する受取年金額の割合(返戻率)を向上させました。
- ・加入年齢や年金開始年齢の幅を広げることで、老後の生活資金準備のほかにも、教育資金の準備や住宅資金の積立てといったさまざまな資産形成ニーズに幅広く対応することを可能にしました。
- ・健康状態の告知は不要で、職業告知のみの簡便な手続きで加入することができます。

1. 生活障害保障特約について

(1) 発売の趣旨

現在当社は、主力商品「未来のとびら」に付加する主要特約の1つとして、眼、上・下肢、各種臓器といった身体の各部位に当社所定の障がいが生じた場合に保険金を支払う「重度障害保障特約」を販売しております。

当社が平成25年4月に発売した「未来のとびら」は、主契約という概念をなくし、1つの保障に特化した特約同士を自在に組み合わせることで保障内容を構築するという画期的な仕組みを取り入れた商品です。これにより、お客さまにご自身の保障内容や保障額をより明確に把握していただきながら、必要な保障を必要な分だけ準備できるプランをご提供することが可能となりましたが、その発売後も当社は、お客さまのニーズに適った新特約の開発と並行して、保障内容をより一層わかりやすいものとするための検討を進めております。

その一環として、従来の「重度障害保障特約」の支払事由を公的な身体障害者手帳の制度にリンクさせることにより透明性を高め、今回新たに「生活障害保障特約」として発売するものです。また、給付内容の改定と同時に保険料体系についても見直しを行い、すべての年齢で従来の特約よりも低廉な保険料水準を実現しました。

「生活障害保障特約」の発売により、「未来のとびら」の特長である保障内容のわかりやすさはさらに向上し、加入しやすくなった保険料水準とあわせて、これまで以上にお客さまにご納得いただけるプランをご提案できるようになるものと考えております。

(2) 給付内容

本特約は、被保険者が1級～3級の身体障害者手帳を交付された場合に保険金を支払います。また、「重度障害保障特約」で保障していた糖尿病の悪化による代謝の障がいについても引き続き保障対象としております。

名称	支払事由	支払額
生活障害保険金	責任開始期以後の原因によって所定の生活障害状態※に該当したとき。	特約保険金額

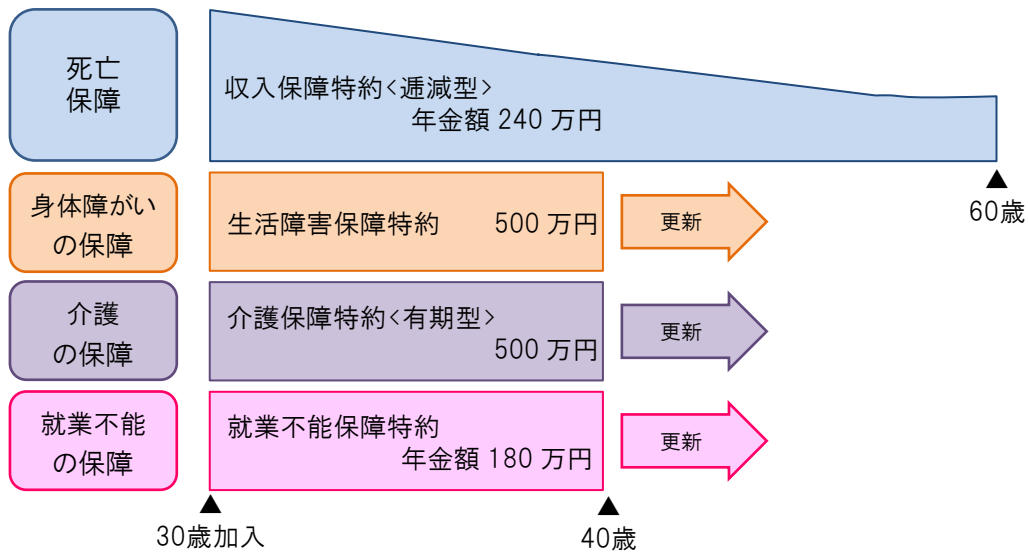
※所定の生活障害状態とは次のものをいいます。

1級～3級の身体障害者手帳が交付された障がい	身体障害者福祉法に基づき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障がいに該当し、その障がいに対して1級～3級の身体障害者手帳の交付があったもの
糖尿病による代謝の障がい	インスリン治療を180日以上継続して受け、かつ、代謝の障がいによる合併症を原因として次のいずれかの状態に該当したもの ①増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの ②神経または血行の障がいにより手指または足指が所定の状態(10足指の用を全く永久に失う等)に該当したもの

(3) 保険期間・保険料払込期間および契約年齢範囲

保険期間・保険料払込期間	契約年齢範囲
10年	3歳～70歳
15年	3歳～65歳
20年	3歳～60歳

(4) 保険料例(被保険者30歳男性/口座振替月払)



	保険期間	保険金額
収入保障特約<逓減型>	60歳まで	年金額240万円
生活障害保障特約	10年	500万円
介護保障特約<有期型>	10年	500万円
就業不能保障特約	10年	年金額180万円

毎回保険料 12,074円

2. 個人年金保険「みらいプラス」について

(1) 概要

金利が極めて低い水準で推移する中、お客さまが貯蓄性商品に加入する際には、より効率的な資金準備へのニーズから返戻率の水準が商品選択の大きなポイントとなっています。

また、相続税制の改正（平成27年1月）を受けて生前贈与への生命保険の活用に関心が高まるなど、貯蓄性商品に対するお客さまのニーズ自体も多様化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、今回発売する「みらいプラス」は、当社の現行商品に比べて返戻率を向上させるとともに、加入年齢の下限を0歳、年金開始年齢の上限を75歳まで広げることで、老後の生活資金の準備はもとより、子や孫の教育資金の準備、住宅資金の積立て、生前贈与といったお客さまの多様なニーズに幅広く対応することを可能にしました。

なお、本商品をご契約の際に健康状態の告知や医師の診査は不要で、職業告知のみの簡便な手続きでご加入いただくことができます。

※現行の個人年金保険「fプラス」との返戻率比較

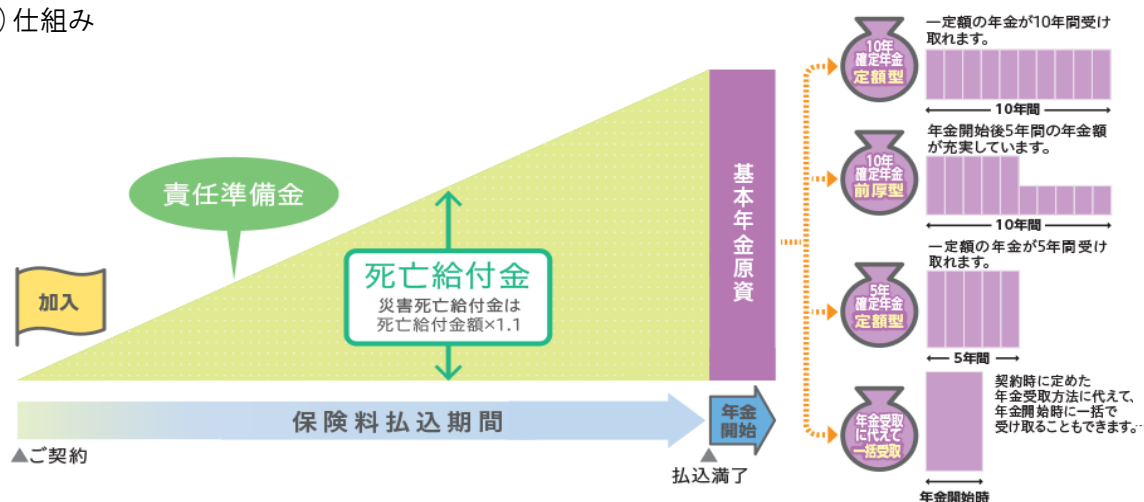
fプラス			みらいプラス			返戻率の差
毎回保険料	払込保険料 総額	返戻率	毎回保険料	払込保険料 総額	返戻率	
24,960円	8,985,600円	111.2%	23,860円	8,589,600円	116.4%	+5.2%

契約例：30歳男性/保険料払込期間30年/60歳年金開始/団体月払

基準年金年額100万円・10年確定年金・定額型（年金受取総額1,000万円）

返戻率：年金受取総額÷払込保険料総額×100（小数点以下第2位を切り捨て）

(2) 仕組み



(3) 主な取扱基準

① 保険料払込期間

10年～50年

② 契約年齢範囲

0歳～65歳

③ 年金開始年齢

10歳～75歳

④ 保険料払込方法＜経路＞

団体扱・特別団体扱・口座振替扱・送金扱

(4) 保険料例

保険料払込期間	毎回保険料	払込保険料総額	返戻率
20年	37,740円	9,057,600円	110.4%
30年	23,860円	8,589,600円	116.4%
40年	16,960円	8,140,800円	122.8%

* 基準年金年額100万円・10年確定年金・定額型(年金受取総額1,000万円)/団体月払

(保険料は年齢・性別によらず一律料率)

* 返戻率: 年金受取総額 ÷ 払込保険料総額 × 100(小数点以下第2位を切り捨て)

以上